

**リスト項目の具体例**：各項目の大まかなイメージを3項目で呈示。

実際は3ないし5段階評価リストにして評定する

この項目については横浜市児童相談所、神奈川県児童相談所の検討資料を参考にさせていただきました。

### 家族の生活状況について

#### ◆生活基盤

生活基盤が経済的、物理的、生理的に極めて不安定で不適切

～ 一応最低限度の生活基盤の安定はあるが、条件次第で崩れる危険性あり

～ 安定した生活基盤がある

#### ◆公的機関との関係

子ども家庭センターの指導・援助を拒否するか関係をとっていくことを拒否している

～ 関係のとり方が不安定で強い働きかけとチェックが必要

～ 子ども家庭センターをはじめ関係機関と良好な関係が継続している

#### ◆虐待に対するモニター、家族への支援サービスの有無

虐待に対するモニターも、家族への支援もなし

～ モニター機能を期待できる場所・機関はあるが様々な要因で不確実

～ 複数のモニター機能、支援機能をもつ接点がある

#### ◆家族の公的サービスの利用姿勢

地域の援助を拒否して孤立している

～ 一応援助サービスを求めるが受身や過度の依存があり、適切な指導が必要

～ 積極的・主体的に公的サービスを利用している

### 虐待の認知と課題認識

#### ◆虐待の事実認知について

虐待の事実を全く否定ないしは行為の正当性を主張

～ 一応何らかのまずさは認めるが、改善についての具体的な行動は確認できず

～ 事実として虐待を認め、問題意識の共有、改善の努力が確認できる

#### ◆子どもへの認知について

自己中心的に子どもの行動を受け止め、子どもの立場に立った気持の汲み取りが困難

～ 理性的理解はあるが、感情・行動レベルでは自分側への主観的偏りがみられる

～ 自分なりの偏りはあるものの子どもの立場、気持を理解しながら対応する

#### ◆精神的安定・衝動性の有無

常に不安定であり、衝動のコントロールも不明。治療の検討を要する

～ 通常は安定しているがストレス状況により子育てにおいてはかなり不安定になる

～ 子育て不安などはあるものの精神状態は一応安定しコントロールされている。

#### ◆養育の放棄・放任

子どもの安全な生活が保障されない

～ 最低限の衣食住の保障はあるが子どもの健康、安全への配慮は不十分

～ 子どもの生活全般が保障され、健康、安全への配慮もある

## 親子関係の状態

### ◆親子が分かち合う関係性

親子双方あるいはどちらかが強い不安・緊張を感じ、陰悪で攻撃的な虐待を生じるような関係性にある

～ 多少の不安・緊張、無理はあるが短時間なら家族だけで過ごせる

～ 場合によって緊張状態にあるが関係性において虐待は生じない

### ◆親子の相手への感情

親子双方あるいはどちらかが相手に対して否定的感情や評価を抱いているか、非合理的な期待や理想化をしている

～ お互いに非難、否定ばかりでなく現実的なイメージを持っている

～ お互いに安心感のある信頼関係が確認される

### ◆子どもの心の居場所

子どもを物理的にも心理的にも受け入れる場、姿勢が家族・家庭にみられない

～ 家族の問題は残されており、場合によって子どもは負担、不安、緊張を感じる

～ 家族の調整能力は安定しており、子どもの一定の居場所がある

### ◆親子の非言語的関わり（乳幼児期の子どもの場合には特に重視する）

子どもの行動表現があっても無視あるいは拒絶する

～ 子どもの行動表現に一応反応できるがぎこちない

～ 子どもの行動表現に気づいており、相互に非言語的な心の交流がみられる

- ・個々の課題に応じた指導・援助プログラムの開発と実施場所・担当機関の設定。

ロールプレイを含む行動療法的なペアレント・トレーニングプログラムの利用。

これについては神戸市が取り組んでいるコモンセンス・ペアレンティングの手法を参考に検討。

子どもの世話や養育行動を実際的に教えるコーチング・プログラムの開発。

これについてもコモンセンス・ペアレンティングの手法が参考になるが加えてトマス

・ゴードンの親業訓練やダニエル・エイメン・クリニックでのADHD児の育児についてのコーチング技法の紹介等を参考に検討。

- ・以上の手法による指導効果の評価手順の検討と作成。
- ・目標設定領域4)の通信、面会、外出、外泊、引き取りの決定と対応についてのアセスメントガイドラインの作成、これには各決定と対応に関するアセスメント基準の作成が必要である。これについては子どもの受けたダメージに関する評価やその回復過程、援助プログラムとの照合が必要となる。
- ・子どもの家庭復帰後に継続される指導については、3.での事例に添った検討を踏まえて在宅の援助・指導のプログラムとして特化されたプログラムの開発と検証が必要である。

## 2) アプローチ・タイプ2：親子の関係性に焦点付けた内的吟味への指導・援助（指導・援助姿勢2～3 目標設定水準2）

### a. 目標設定

アプローチ・タイプ2は「目標設定水準2：虐待における親子の関係性に焦点付けた虐待者の

内的吟味の水準」を主軸とする。この段階の目標設定が可能となるには、虐待者が少なくとも自らの親子関係に何らかの問題性を認めていることが最低限の条件となる。これは虐待者との関係においては姿勢2～3を前提とする。

具体的な目標設定としては以下の4領域が基本となるが実際的な方法としては、関係性を見直しに特化した援助と、その取り組みをバックアップし、客観性においてもサポートするためのアプローチ・タイプ1の指導・援助が並行、あるいは組み合わせられて実施されることが必要である。

### アプローチ・タイプ2での具体的な課題、目標設定の領域

- 1) 虐待を生じさせてきた関係性の吟味における虐待者・家族の対人関係の見直し。
- 2) 虐待を生じさせてきた関係性を見直しにおける虐待者の心理・人格的ありようの見直し。
- 3) 虐待の関係性の影響下にある親子関係の理解、子どもとの関係性の修復可能性の検討。
- 4) 虐待を生じさせてきた親子関係からの脱却を目指した新たな関係の創出。

### b. 関わりの姿勢

虐待者が少なくとも自らの親子関係に何らかの問題性を認めていることが最低限の条件となる。併せて自らの関係性を見直すことについて子ども家庭センターの指導・援助への同意が前提として必要である。指導・援助姿勢は虐待者の問題認知の程度に応じて、指導・教育・福祉的な援助（指導・援助姿勢2）から、対象者をより主体的・対等に扱う合意と尊重による治療的な援助（指導・援助姿勢2～3）までの幅が想定される。ただし、子どもの親子分離を一方で管理している子ども家庭センターと親との関係において、対象者を純粋に治療的に扱うことは基本的に困難であるだけでなく、場合によっては欺瞞的で侵入的な虐待の関係性を親と子ども家庭センターの間で再現してしまう危険性がある。アプローチ・タイプ2ではこの危険性にも留意して、課題を虐待者自身の個人的問題に焦点化させず、親子の関係性における自身のありように焦点化させることが要点となるが、臨床的に高度の専門性とスーパーバイズによるサポートが必要である。

### c. 方法・作業手順

#### c-1) 関係性に焦点化した目標設定の呈示

虐待者との関係において何らかの虐待の認知が共有される場面を迎えた場合、基本設定で扱われる指導・援助方針の提示において、親子の関係性を見直しに関する指導・援助プログラムの提示の是非、適否判断が課題となる。

子どもの分離を間に挟んで対峙する虐待者と子ども家庭センターの関係は、それ自身が限りなく「虐待の関係性」に近い要素を持っている。従って、虐待者は自身それと気づかずに子ども家庭センターに情緒的に屈服し、服従するとか、自分と子どもとのこれまでの繋がりを何とか取り戻そうとして、子ども家庭センターが要求・要請する諸条件を本意ではなくとも従順なふりをしてくぐり抜け、やり過ぎそうと試みることもある。こうした複雑な関係の中で、虐待者自身が率直に自分の育児行動、姿勢と自身がこれまでの人生で身につけてきた対人関係性との関連に気づき、それを見直し、そこに課題を見出そうと努力する可能性と有効性を判断することが必要となる。ただ、虐待者自身のストレス耐性、変

容の可能性をあらかじめ推定したり評価したりすることには困難が伴うことをよくわきまえて慎重に検討することが必要である。

アプローチ・タイプ1の関わりにおける虐待者の対応姿勢をモニターすることは、アプローチ・タイプ2の実施の妥当性を推定するのにある程度は役立つ。しかし、アプローチ・タイプ1が基本的に子ども家庭センターの指導に軸足がのった設定であるのに対して、アプローチ・タイプ2は必ずしもそうではないために単純な比較・類推はできない。アプローチ・タイプ1が全く進展していない状況でのアプローチ・タイプ2の進行は有効ではない。

#### **c-2) プログラムとスケジュールの呈示**

課題設定の提案に虐待者が同意する場合、関わりのスケジュールとプログラムの基本的流れを説明する。ただし、アプローチ・タイプ1と違って細かなスケジュール化は関係性に関する内的吟味にはなじまないのも、むしろ大まかなプログラムの見通しの説明が中心になる。また、関係性に限定した内的吟味が課題であることは慎重に、十分に説明することが必要であると共に、関わる側でのコントロール、モニターも慎重に行われなければならない。場合によってはアプローチ・タイプ1の目標設定やスケジュールとの調整でこれを行うのが適切なこともある。

#### **c-3) 対人関係における基本パターン、関係性の見直し ジェノグラムの使用の適否判断**

個人の人生経験を通じて習得される対人関係様式について虐待者・家族の対人関係の見直しによって結果的に虐待を生じさせてきた関係性の吟味と変容を目指す。

具体的にはジェノグラムとして方法化されている家族史の見直しの方法を用いて、虐待者自身の人格形成に関わった家族、親族の対人関係における関係性の特性を見直すことにより、虐待者自身が身につけてきた関係性への見直しを行うとともに、その気づきを通じての変容を目指す。ジェノグラムをどの程度厳密に行うかは、虐待者のストレス耐性や相談関係の安定性・継続性を十分に考慮して判断すること。

#### **c-4) 虐待者自身の対人関係様式、トラウマなどの親子の関係性への関わりの吟味と変容**

ジェノグラム、あるいはより一般的な生活史・生育歴、子どもの養育の見直しで徐々に明確化されてくる、虐待者の対人関係様式、関係性の気づきは、結果的に虐待を生じさせた虐待者の関係性を明らかにすることにつながる。こうした過程を通じて虐待者は自身の心理・人格的ありようと虐待を生じさせてきた関係性を見直しを行うこととなり、それが結果的に変容をもたらす。

ただし、このプロセスにおいて虐待者自身の被虐待歴、トラウマが明らかになることがかなり頻繁にみられ、それが子どもとの関係性の吟味にとどまらず、虐待者個人のあり方についての深く困難な探求に結びつく場合もある。この場合にはアプローチ・タイプ3の関わりへの移行を確認し、サポートすることが必要である。

### c-5) ト라우マ・ワーク、グリーフ・ワークの適否判断とサポート

関係性に焦点化が続く限り、虐待者のトラウマをアプローチ・タイプ2で扱うことがかろうじて可能な場合がある。いずれにしてもトラウマの発掘は次にそのトラウマからの回復をサポートするトラウマ・ワーク、グリーフ・ワークのプロセスに対応する準備をしなければならない。ただし基本的なトラウマ・ワーク、グリーフ・ワークはアプローチ・タイプ3に位置付けられる課題であり、強制される課題ではない。

アプローチ・タイプ2で実施可能なトラウマ・ワークは具体的な出来事の想起に関する感情体験の共感的理解と表現、自身の対人的関係性（時には母性のコンステレーションの視点も含まれる）への気づきによる自身の関係性における情緒的バランスの取り戻しと自己調整的なイメージ・ワーク、自律訓練法等によるストレス・マネージメントによるサポートまでと考えられる。

トラウマ・ワーク、グリーフ・ワークは高度な専門性と精神科医療のバックアップが必要なプロセスであり、子ども家庭センターではその対応は未確立である。

### c-6) 子どもとの関係性の見直し

自分自身の生育史の吟味を通じて自身の関係性と子どもへの影響を理解し始めた虐待者は、虐待の関係性の影響下にある親子関係をこれまでとは違ったまなざしで理解しはじめ、子どもとの関係性の修復についての検討を始める。

この頃から、アプローチ・タイプ1に規定している「虐待行為、養育行為水準での養育方法・技術の改善、あるいは習得」であるとか、「虐待を生じさせる背景要因となった社会的・経済的生活環境の改善」、「分離した子どもとの接触の仕方、通信、面会、外出、外泊、再同居での関わりの変容」が並行した現実課題となってくる。ここでは一方的な指導関係に軸足があるアプローチ・タイプ1から、虐待者自身のより主体的な参加を得ながらの取り組みへの重点の移動が進むかが課題となる。

### c-7) 子どもとの実際的な関係の修復への取り組み

この段階まで進んできた虐待者は、自分の気づきを子どもと自分の新たな関係の創出に是非とも反映させたいという強い願いを抱く。これは基本的には虐待を生じさせる親子関係からの脱却を目指した新たな関係性の創出をもたらす。しかし、実際は子ども側の受けてきたダメージの深さやその回復との歩調合せが難しく、施設に入っている子どもへの援助の進展とのすり合わせが課題となってくる。

### c-8) 虐待の関係性からの脱却と親子関係の再構築

虐待の関係性とは異なる新たな親子関係の創出は容易ではない。またそのことが実際の子どもの家庭復帰と一致することは少ないし、それがこの関わりの目指すところでもない。課題は子どもと親の新たな心の絆、関係性の創出にむけての親の側からはたらきかけの開始にある。従って子どもの親子分離の管理を行っている子ども家庭センターの判断や対応はある程度、このアプローチ・タイプ2の運営とは並行・関連はしているが全く同一と

はならないように設定しておく工夫が必要である。

### アプローチ・タイプ2についての今後の課題

- ・アプローチ・タイプ2を実施するスタッフ体制の確立（スーパーバイズ体制を含む）
- ・時系列的にスケジュール化された関係性の見直しについてのプログラムの確立  
これにはアプローチ・タイプ1の指導・援助と組み合わせてのスケジュール調整も含まれる。
- ・ジェノグラムの方法と適否判断についての専門性の確立
- ・トラウマ・ワーク、グリーフ・ワークの基本的な方法、適否判断とアプローチ・タイプ2に特化した専門性の確立（ストレス・マネジメント、イメージング技法の確立 精神科医療のバックアップ体制を含む）
- ・子どもの施設での援助と虐待者への援助の調整システムの構築
- ・アプローチ・タイプ3のプロセスを担当出来る機関との連携、あるいはアプローチ・タイプ2の水準の維持、コントロールに関する専門性の確立

### 3) アプローチ・タイプ3：虐待者自身の人生上の課題についての内的検討（指導・援助姿勢 3 目標設定水準3）

#### a. 目標設定・アプローチ・タイプ3についての今後の課題

アプローチ・タイプ3は「目標設定水準3：虐待者の個人的な人生上の課題についての内的検討の水準」を主軸とする。それは本質的に虐待問題の世代間連鎖や個人、家族メンバーと子どもの生涯にわたる被虐待、加虐待問題を扱うこととなる。虐待者を子どもとの関係での「親」あるいは「親子の関係性」という立場からとらえるだけでなく、ある時は「子」として、あるときは「親」「子」も離れた「多彩な1個人のありよう」としての内的検討をすすめる主体として援助する。これには対等で相互尊重に基づく契約による治療関係が前提となる。また場合によっては精神科医療の対応が必要な課題となるだろう。

現段階の子ども家庭センターにあってはこうした設定による成人臨床の対応は担当範囲を超えており、他機関との連携、ないしは新たな担当機関の創出が必須である。また親子の分離を管理する子ども家庭センターの立場との調整が連携機関との役割分担のあり方において課題となる。また、MCGが試みつつある分離した親へのグループ・アプローチもこの領域に関わるかもしれないが、かなりの独立した専門性が前提となるだろう。

実務的には担当機関の設定と紹介方法、医療機関での治療の費用負担の問題、虐待者のプライバシーや治療経過の扱い、親子分離の調整、アプローチ・タイプ1の関わりとの調整等の課題と共に、現在のニーズ、今後の潜在的ニーズがどの程度あがってくるかの見通しを立てることが必要である。

以上の見解により、段階設定3については関わりの姿勢 方法・作業手順は省略する。

## 5. まとめ

以上の検討を踏まえ、以下のまとめを確認し、今後の取り組みの提案をしたい。

### **(1) 検討対象について**

概観においては親指導の全般的事項を扱ったが、詳細な検討は親子の分離に関わる親指導に焦点を絞った。実務的には事例によっては一時の分離後の在宅指導・援助が連続的な課題として含まれていた。課題設定としては当初から在宅のままでの指導・援助、養育状況をモニターする場合についての検討も必要であるが、これについては4. のアプローチ・タイプ1の検討がかなりの部分をカバーすると考えられる。

### **(2) 基本設定とアプローチ・タイプ1についての実務プログラム化**

基本設定とアプローチ・タイプ1については、すでに実際的な業務内容を反映している部分も多く、本報告をベースに実務担当者の検討によって実際的な手順やプログラム化は比較的容易に実現できると考えられる。

体制としては、親への指導・援助と子どもの分離を管理する機能、関係機関との連携の運営、子ども自身への援助、等について実務上の組織・体制の運用上の工夫や手順化、各分野の担当の役割分担などが残る検討課題である。

親の虐待認知や課題への取り組みについてのより実務的なアセスメント、子どもの分離の管理に関して、目標設定領域4)の面会や外出、外泊、引き取りまでのアセスメント基準の作成、課題の達成度についてのチェックリストの完成と実証的な検討、ペアレンティング・プログラムの活用についての検討などは今後の課題である。

これらについては、実務担当者を主体とした作業グループの立ち上げが必要かもしれないが現体制では、虐待対応課を主軸に、施設入所以降の指導に関しては家庭支援課児童福祉司と健全育成課心理など広範囲の関与領域であり、本グループとしては検討方法を含め、実務現場による検討に委ねたい。

### **(3) アプローチ・タイプ2について：新たな臨床チームの検討グループ立ち上げについて**

アプローチ・タイプ2で扱った課題のいくつかは、現段階では子ども家庭センターの組織・体制として充分には検討されていない領域や臨床技術が含まれる。これらは親子を分離した上での指導・援助を効果的なものとするためには必要であると考えられ、また本来子ども家庭センターが担当すべきでないアプローチ・タイプ3に焦点付けられる親個人の成人臨床との区別についても明確な方法、体制の確立が必要である。

アプローチ・タイプ2を実務上成立させるには、長期（5年程度）の継続指導援助に特化した臨床チームの創出と、そのチームによる実証的・批判的な事例の検討・蓄積が必要である。またアプローチ・タイプ2はアプローチ・タイプ1を担当するチームと共同して指導・援助体制を組むことが必要である。

未確立の臨床技術に関しては先行する実務経験や知識をもつ人からの学習・訓練と研究、医師を含むバックアップ、スーパーバイズを通じて習得、検証方法を確立する必要がある。

以上の用件について、今後継続して検討するチームの立ち上げを提案したい。

#### **4) アプローチ・タイプ3について：機関連携とニーズの検討**

本検討ではアプローチ・タイプ3は、子ども家庭センターが担当すべきでない領域であることを確認した。具体的にそうしたニーズがどの程度の件数、頻度で存在するか、担当機関をどのように設定できるかについては今後の検討課題である。これについてはアプローチ・タイプ2との兼ね合いもあり、上にあげた検討チームによって引き続いて検討することを提案したい。



## 参考文献

### ■虐待対応としての親へのアプローチ全般

- 厚生省児童家庭局企画課「子ども虐待対応の手引き（平成12年11月改定版）」 2000
- 加藤曜子 津崎哲郎 大阪府子ども家庭センター「児童虐待一時保護決定リスクアセスメント指標研究報告書  
ーソーシャルワーカーによるリスクアセスメント指標の有用性評価を中心にー」 2000
- 斎藤 学 「子どもを虐待する親たち」 斎藤 学 編 児童虐待（臨床編）第10章 金剛出版 1998
- 浅野恭子 他 「虐待する親へのアプローチ ー援助者との関係を軸にー」 大阪府子ども家庭センターグループ  
研修報告として大阪府子ども家庭センター紀要掲載予定原稿 2002
- 吉田恒雄 編著 「児童虐待への介入 その制度と法」 尚学社 1998
- 西澤 哲 「児童虐待：子どもの虐待 ーなぜ？ー」 国際社会福祉情報 第25号 2001
- 梶田安有子 「わが国における子ども虐待をめぐる動向 ー問題の医療対象化を越えてー」 国際社会福祉情報 第25号 2001
- 桐野由美子 「児童虐待：日本の保護システムと法律 ～私たちに今、何ができるか～」 国際社会福祉情報 第25号 2001
- 前田研史 「被虐待児への心理臨床的援助の現状と課題 ーとくに児童福祉領域を中心としてー」 青少年問題研究 第47号 1998
- 前田研史 「わが子を虐待する親へのチームアプローチと心理臨床」 河合隼雄・東山紘久責任編集 心理臨床の実際1 家族と福祉領域の心理臨床 金子書房 1998

### ■虐待する親のアセスメントを含むアプローチについて

- デイヴィット・N・ジョーンズ編著 鈴木敦子 小林美智子 他訳 「児童虐待防止ハンドブック」医学書院1995
- 安部計彦 編著 「ストップ・ザ・児童虐待 発見後の援助」 ぎょうせい 2001

### ■虐待する親へのグループ・アプローチについて

- 社会福祉法人 子どもの虐待防止センター 編 「被虐待児と虐待する親の援助と治療」 1999
- 広岡智子「虐待問題を抱える母親へのアプローチ ー自助グループ「母と子の関係を考える会」MCGの試みー」 社会福祉研究 第82号 2001
- 児童虐待防止協会 「児童虐待 ーグループによるケア・ワークの実践ー」 2001

富塚禎子 他「子育て中のハイリスク女性への自己肯定と共感体験の場づくり」保健婦学術研究発表会資料 2002

皆川邦直 「グループ親ガイダンス(その1)」 思春期青年期精神医学 第11巻1号 2001

衣笠隆幸 「グループ療法入門 -対象関係論的小グループ療法について(その2)」

思春期青年期精神医学 第11巻1号 2001

### ■虐待する親への指導、援助プログラムについて

野口啓示「コモンセンス・ペアレンティングに基づく親へのアプローチについての口頭発表レジメ」 日本子どもの虐待防止研究会 第7回学術集会兵庫大会 分科会実践コース：親へのアプローチプログラム 2001

兵庫県長寿社会研究機構こころのケア研究所「児童虐待を行った保護者に対する介入・教育プログラムおよび関係機関の連携のあり方に関する研究報告書」 2001

トマス・ゴードン著 近藤千恵 他訳 「親業」(改訂新版) 大和書房 1998

斎藤 学 「グリーフ・ワークとエンパワメント」 現代のエスプリ 358号 1997

斎藤 学 「グリーフワークの進め方 1～6」 ヘルスワーク協会 1998

ジョン・ブラッドショー著 香咲弥須子 訳 「ファミリー・シークレット -傷ついた魂のための家族学」 青山出版社 1995

ジョン・ブラッドショー著 新里里春 監訳 「インナーチャイルド 本当のあなたを取り戻す方法」 NHK出版 1993

スティーブン・ファーマー著 白根伊登恵 訳 「ほんとうの「私」のみつげかた -虐待する親のもとで育ったアダルトチルドレンのための自己成長プログラム」 ヘルスワーク協会 2000

母里雅子 「ジェノグラムの可能性 -グループプログラムとしての試み-

アディクションと家族第14巻4号 1997

### ■接近困難事例へのアプローチについて

バリー・L・ダンカン、マーク・A・ハブル、スコット・D・ミラー 著 児島達美 日下伴子 訳 「「治療不能」事例の心理療法 -治療的現実に根ざした臨床の知-」 金剛出版 2001

スコット・D・ミラー、バリー・L・ダンカン、マーク・A・ハブル著 曾我昌旗 監訳 「心理療法・その基礎なるもの 混迷から抜け出すための有効要因」 金剛出版 2000

## 参考文献

### ■虐待対応としての親へのアプローチ全般

- 厚生省児童家庭局企画課「子ども虐待対応の手引き（平成12年11月改定版）」 2000
- 加藤曜子 津崎哲郎 大阪府子ども家庭センター「児童虐待一時保護決定リスクアセスメント指標研究報告書  
—ソーシャルワーカーによるリスクアセスメント指標の有用性評価を中心に—」 2000
- 斎藤 学 「子どもを虐待する親たち」 斎藤 学 編 児童虐待（臨床編）第10章 金剛出版 1998
- 浅野恭子 他 「虐待する親へのアプローチ —援助者との関係を軸に—」 大阪府子ども家庭センターグループ  
研修報告として大阪府子ども家庭センター紀要掲載予定原稿 2002
- 吉田恒雄 編著 「児童虐待への介入 その制度と法」 尚学社 1998
- 西澤 哲 「児童虐待：子どもの虐待 —なぜ？—」 国際社会福祉情報 第25号 2001
- 梶田安有子 「わが国における子ども虐待をめぐる動向 —問題の医療対象化を越えて—」 国際社会福祉情報 第25号 2001
- 桐野由美子 「児童虐待：日本の保護システムと法律 ～私たちに今、何ができるか～」 国際社会福祉情報 第25号 2001
- 前田研史 「被虐待児への心理臨床的援助の現状と課題 —とくに児童福祉領域を中心として—」 青少年問題研究 第47号 1998
- 前田研史 「わが子を虐待する親へのチームアプローチと心理臨床」河合隼雄・東山紘久責任編集 心理臨床の  
実際1 家族と福祉領域の心理臨床 金子書房 1998

### ■虐待する親のアセスメントを含むアプローチについて

- デイヴィット・N・ジョーンズ編著 鈴木敦子 小林美智子 他訳 「児童虐待防止ハンドブック」医学書院1995
- 安部計彦 編著 「ストップ・ザ・児童虐待 発見後の援助」 ぎょうせい2001

### ■虐待する親へのグループ・アプローチについて

- 社会福祉法人 子どもの虐待防止センター 編 「被虐待児と虐待する親の援助と治療」 1999
- 広岡智子「虐待問題を抱える母親へのアプローチ —自助グループ「母と子の関係を考える会」MCGの試み—」  
社会福祉研究 第82号 2001
- 児童虐待防止協会 「児童虐待 —グループによるケア・ワークの実践—」 2001

富塚禎子 他「子育て中のハイリスク女性への自己肯定と共感体験の場づくり」保健婦学術研究発表会資料 2002

皆川邦直 「グループ親ガイダンス(その1)」 思春期青年期精神医学 第11巻1号 2001

衣笠隆幸 「グループ療法入門 -対象関係論的小グループ療法について(その2)」  
思春期青年期精神医学 第11巻1号 2001

## ■虐待する親への指導、援助プログラムについて

野口啓示「コンセンサス・ペアレンティングに基づく親へのアプローチについての口頭発表レジメ」 日本子どもの虐待防止研究会 第7回学術集会兵庫大会 分科会実践コース：親へのアプローチプログラム 2001

兵庫県長寿社会研究機構こころのケア研究所「児童虐待を行った保護者に対する介入・教育プログラムおよび関係機関の連携のあり方に関する研究報告書」 2001

トマス・ゴードン著 近藤千恵 他訳 「親業」(改訂新版) 大和書房 1998

斎藤 学 「グリーフ・ワークとエンパワメント」 現代のエスプリ 358号 1997

斎藤 学 「グリーフワークの進め方 1～6」 ヘルスワーク協会 1998

ジョン・ブラッドショー著 香咲弥須子 訳 「ファミリー・シークレット -傷ついた魂のための家族学」  
青山出版社 1995

ジョン・ブラッドショー著 新里里春 監訳 「インナーチャイルド 本当のあなたを取り戻す方法」  
NHK出版 1993

スティーブン・ファーナー著 白根伊登恵 訳 「ほんとうの「私」のみつけかた -虐待する親のもとで育ったアダルトチルドレンのための自己成長プログラム」  
ヘルスワーク協会 2000

母里雅子 「ジェノグラムの可能性 -グループプログラムとしての試み-」  
アディクションと家族第14巻4号 1997

## ■接近困難事例へのアプローチについて

バリー・L・ダンカン、マーク・A・ハブル、スコット・D・ミラー 著 児島達美 日下伴子 訳 「「治療不能」事例の心理療法 -治療的現実根ざした臨床の知-」 金剛出版 2001

スコット・D・ミラー、バリー・L・ダンカン、マーク・A・ハブル著 曾我昌旗 監訳 「心理療法・その基礎なるもの 混迷から抜け出すための有効要因」 金剛出版 2000

平成13年度 神奈川県虐待防止対策班 親指導チーム  
再統合に向けた評価の取り組み

目次

|  |     |
|--|-----|
| はじめに                                     | 96  |
| <b>I 取り組み内容</b>                          |     |
| 1 親指導の定義                                 | 96  |
| 2 評価について                                 |     |
| (1) 評価内容                                 |     |
| (2) 評価方法                                 | 97  |
| ア 医師面接（医学的診断～親子）による評価                    |     |
| イ チェックリストによる評価                           |     |
| (ア) 主な改訂の内容                              | 98  |
| (イ) 「家族支援のためのチェックリスト」の記入方法               |     |
| (ウ) 「家族評価ワークシート」とレーダーチャートについて            | 99  |
| (エ) チェックリスト実施実績                          |     |
| (オ) 結果の考察と課題                             |     |
| (3) ケース評価に基づくプログラムの作成について                |     |
| ア 親指導プログラムの構成要素                          |     |
| イ 親指導プログラムの流れ                            | 99  |
| *チェックリスト結果の考察と課題内容                       | 101 |
| 3 事例                                     |     |
| (1) ケース概要                                | 102 |
| (2) 各事例の評価とプログラム                         |     |
| ア 事例評価                                   |     |
| 初期評価                                     | 103 |
| 中期評価Ⅰ                                    | 105 |
| 中期評価Ⅱ                                    | 107 |
| 後期評価                                     | 109 |
| イ 引き取りに向けてのプログラムⅠ、Ⅱ                      | 111 |
| <b>II 資料編</b>                            |     |
| 資料1 「再統合に向けた標準的な流れの例（親指導チームの役割）分離ケースの場合」 | 113 |
| 資料2 「再統合に向けた標準的な流れの例（親指導チームの役割）在宅ケースの場合」 | 114 |
| 資料3 「家族支援のためのチェックリスト～評価のための基準尺度～」        | 115 |
| 資料4 「家族評価ワークシート」                         | 119 |

# 平成13年度 神奈川県虐待防止対策班 親指導チーム

## 再統合に向けた評価の取り組み

### ○ はじめに

神奈川県では「児童虐待の防止に関する法律」に基づき、平成13年度から

- ① 児童虐待事例の迅速で適切な処理
- ② 虐待を行った保護者への適切な指導の実施
- ③ 児童虐待相談の専門的対応の向上

の3点を柱として中央児童相談所に虐待防止対策班を設置した。

その中で、「②虐待を行った保護者への適切な指導の実施」に関しての今年度の取り組み内容を報告したい。

## I 取り組み内容

〔資料：「再統合に向けた標準的な流れの例（親指導チームの役割）分離ケースの場合」（資料1）  
「再統合に向けた標準的な流れの例（親指導チームの役割）在宅ケースの場合」（資料2）〕

### 1 親指導の定義

親指導については、児童虐待防止法に明記されたが、定義が不明確なところから親指導を次のとおり定義した。

- (1) 「親役割」とは、養育環境を整え、養育技術を用い、子どもを尊重しながら養育すること。
- (2) 「親役割」の構成要素
  - ア「養育環境」養育空間の整備・家族関係等
  - イ「養育技術」年齢に対応した子どもに具体的に関わっていく方法（例：ミルクの飲ませ方、あやし方、叱り方、ほめ方等）
  - ウ「養育態度」子どもの個性を理解すること。個性に合わせ、肯定的な気持ちをもって関わること
- (3) 「親指導」とは、児童福祉の観点から親としての役割（親役割）に対して支援すること。

### 2 評価について

#### (1) 評価内容

ア 各評価は 親の医学的診断、「親役割」の評価、子どもの評価を柱として支援の節目毎に実施することとした。

イ 評価の流れ

<分離ケース> 「初期評価」 → 「中期評価」 → 「後期評価」 → 「最終評価」

<在宅ケース> 「初期評価」 → 「再評価」 → 「最終評価」

\* 各評価は評価結果により同一段階を繰り返したり前段階に戻ることもあった。

「初期評価」 虐待の生じた原因等に関する仮説を設定し、ケースワークの目標や親に対するアプローチの内容、担当、頻度を決定する。

「中期評価」 初期評価の検証を行い、必要があれば初期評価による仮説を修正する。

親子接触の開始の可否を判断する。

「後期評価」 中期評価の検証を行い、必要があれば修正を行う。

児童養護施設等の措置停止・解除の可否を判断する。

「最終評価」 在宅プログラムを経て、ケース終結のための評価を行う。

\*在宅については、初期評価の後、検証＝「再評価」を繰り返し、最終評価に至る。

## (2) 評価方法

評価にあたっては、ケース担当者（児童福祉司、児童相談員）、心理判定員、虐待に関する調整担当者等のメンバーにより事例検討を実施した。

また上記の職員のほか、分離ケースの場合は児童の入所する施設指導員・保育士の参加や、28条申し立てケースの場合は家庭裁判所調査官・弁護士の参加による事例検討を実施した。

### ア 医師面接（医学的診断～親子）による評価

初期評価の一つの柱として「親の医学的診断」が重要で、医師面接により、①精神疾患を含めた精神的状態②再統合に向けてのアプローチの方法を、医師の立場から評価するものである。

親に対する見立ては概ね1回から3回程度の面接により行った。又、親の見立てや、親へのアプローチの方法をより明確にするために、子どもの面接を併せて実施する必要がある場合もあった。面接の方法は親子分離・同席での設定など事例に合わせて実施した。

### イ チェックリストによる評価

〔 資料：「家族支援のためのチェックリスト～評価のための基準尺度」（資料 3） 〕

平成13年度、5児童相談所を巡回し、各児相の虐待ケースについて「家族支援のためのチェックリスト」を利用して、家族評価を実施した。これは平成13年3月、横浜市児童相談所により作成された「児童虐待 家族支援のためのチェックリストとプログラム作成マニュアル」の原型を利用しながら、各児童相談所の意見を踏まえ改訂を加えてきたものである。

(ア) 主な改訂の内容

| 改訂前                  | 改訂後   |
|----------------------|---|
| (基準尺度) 0～5<br>の6段階評価 | (基準尺度) 1～5の5段階評価  |
| 「親・家族の状況」            | 「親・精神的(心理的)状況」「親・家族の社会的状況」の2項目に分けた。   |
|                      | 以下を乳児チェック項目として新たに設けた。<br>①「子どもの健康・発育の状況」<br>⑨「養育の放棄・放任の程度」<br>⑰「親子の非言語的な関わり」  |
|                      | 以下を乳児の非該当項目とした。<br>②「親に対する恐怖心の程度」<br>③「対人関係や情緒が安定し、環境や集団に適応可能であること」<br>④「虐待(親子関係不調)に対する認知の程度」<br>(※年齢を考慮に入れる項目とする。)<br>⑭「親子がお互いに安心して過ごせること」<br>⑮「親子がお互いに肯定的に評価しあえること」 |
|                      | 以下をネグレクトチェック項目として新たに設けた。<br>⑨「養育の放棄・放任の程度」  |
|                      | 以下をネグレクトの非該当項目とした。<br>②「親に対する恐怖心の程度」<br>④「虐待(親子関係不調)に対する認知の程度」<br>⑦「子どもへの衝動コントロールができること」  |
|                      | 以下を在宅プログラムをイメージできる時期以降にチェックする項目とした。<br>⑫「夫婦や家族に対して、地域・社会のモニター・支援機能が存在すること」<br>⑬「適切な地域でのサービス(公的・私的)を利用あるいは受け入れる態度」   |
|                      | その他<br>・記入用紙に「次回評価時期」「評価目的」を記入する欄を設けた。<br>・意味をより明確にするために言葉に変更を加えたり、分かりやすくするために説明を加えた箇所あり。   |

(イ) 「家族支援のためのチェックリスト」の記入方法

- 対象の選定について  
各児童相談所で扱う児童虐待ケースのうち、分離・在宅、年齢、虐待種別、性別等は特定せず、各児童相談所が適当と判断し、依頼のあったケースに対し実施することとした。
- メンバーについて  
チェックリストの記入にあたっては、ケースの主たる担当者(児童福祉司、児童相談員)や、可能な場合は、担当する心理判定員、虐待に関する調整担当者(以下「調整担当者」、児童福祉司の所属する班の班長)も同席の上で実施した。  
基本的には医師の同席しない巡回時の午前の時間を利用して、対策班のメンバーと担当で行う場合が多かったが、医師面接を経た継続ケースや医師面接を予定しているケース等は医師も同席で実施した。  
また当該児相の判断で、分離ケースの場合は施設指導員・保育士も同席の上で実施した。



○ チェック方法について

ケースの概要・経過を確認する必要があることから、1ケースにつき初回では1～1時間半の時間を予定し各児相職員の了解を得て実施した。

- ・両親のうち主たる虐待者について（父母いずれか）チェックし、父母双方のチェックが必要と判断された場合はそれぞれチェックすることとした。
- ・親子関係の評価等で、接触の実績が少なく評価困難な場合は無理につけず「？」をチェックしておくこととした。
- ・判断に迷う場合は数字をまたがりチェックすることとした。（ex 2 3）
- ・どういう根拠でチェックしたか、具体的な記述を重視した。

(ウ) 「家族評価ワークシート」とレーダーチャートについて

[ 資料： 「家族評価ワークシート」(資料4) ]

家族評価ワークシートは、「家族支援のためのチェックリスト」により評価したケースについてその内容を整理し、総合評価を加えた。また、併せて示したレーダーチャートは、チェックリストによるチェックの結果を視覚的に分かりやすくしたものである。

(エ) チェックリスト実施実績

| 虐待の種類 | 乳 児 | 幼 児 | 小学生 | 高校生 | 合計 |
|-------|-----|-----|-----|-----|----|
| 身体    | 1   | 13  | 6   | 1   | 21 |
| ネグレクト |     | 4   | 2   |     | 6  |
| 心理    |     |     | 2   |     | 2  |
| 身・心   |     |     | 4   |     | 4  |
| 身・心・ネ |     |     | 1   |     | 1  |
| 合計    | 1   | 17  | 15  | 1   | 34 |

※1ケースに対して複数回実施している場合あり。合計は延べ数。  
実件数（家族数）27件

(オ) 結果の考察と課題

内容は6ページ。

(3) ケース評価に基づくプログラム作成について

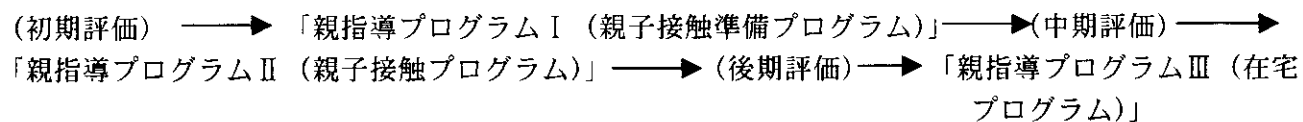
資料： [ 「再統合に向けた標準的な流れの例（親指導チームの役割）分離ケースの場合」（資料1）  
「再統合に向けた標準的な流れの例（親指導チームの役割）在宅ケースの場合」（資料2） ]

ア 親指導プログラムの構成要素を以下のとおりとした。

- ・「養育環境調整」 生活基盤や家族・社会関係調整・施設との調整を行う。
- ・「養育態度へのアプローチ」子どもを理解し尊重できるよう面接や教育的アプローチを行う。
- ・「子どものケア」 対人関係・情緒の安定・虐待認知の改善を図る。
- ・「養育技術支援」 育児スキルの向上を目指す。

## イ 親指導プログラムの流れ

### <分離ケースの場合>



### <在宅ケースの場合>

初期評価に基づく在宅プログラムの検証を繰り返す。

| チェックリスト中期評価の平均点       |                                  | (旧)6段階チェックリスト<br>中期評価(12例) | (新)5段階チェックリスト<br>中期評価(5例) |
|-----------------------|----------------------------------|----------------------------|---------------------------|
| 状況の<br>子ども<br>の<br>状況 | 親に対する恐怖心の程度                      | 2.0                        | 2.5                       |
|                       | 対人関係や情緒が安定し、環境や集団に適応可能であること      | 3.3                        | 4.4                       |
|                       | 虐待(親子関係不調)に対する認知の程度              | 4.2                        | 4.0                       |
|                       | 「虐待(親子関係不調)の事実」を認めていること          | 2.3                        | 2.7                       |
|                       | 子どもの立場に立った見方・感じ方ができること           | 1.7                        | 2.3                       |
|                       | 子どもへの衝動のコントロールができること             | 1.2                        | 2.3                       |
|                       | 親が精神的に安定していること                   | 1.8                        | 2.5                       |
|                       | 養育の放棄・放任の程度                      |                            | 3.2                       |
|                       | 生活基盤が安定していること                    | 3.7                        | 2.7                       |
|                       | 公的機関(主に児童相談所)との相談関係が築かれていること     | 3.0                        | 3.0                       |
| 社会的<br>状況             | 夫婦や家族に対して、地域・社会のモニター・支援機能が存在すること | 3.8                        | 4.0                       |
|                       | 適切なサービス(公的・私的)を利用あるいは受け入れる態度     | 3.4                        | 3.0                       |
|                       | 親子がお互いに楽しく過ごせること                 | 1.4                        | 2.2                       |
|                       | 親子がお互いに肯定的に評価しあえること              | 1.6                        | 0.8                       |
| 親子<br>の<br>状況         | 子どもの物理・心理的居場所があること               | 1.4                        | 2.0                       |
|                       |                                  |                            |                           |
|                       |                                  | 3.39                       | 3.14                      |

◎考察と課題

<整理方法>

事例33例のうち、このような数の評価が出来たのは中期評価だったため、これを対象として平均値を算出した。6段階評価は「0～5」の評価で、中点は「2.5」、5段階評価は「1～5」の評価で、中点は「3」である。虐待の種類は「身体、ネグレクト、心理」が含まれ、また28条承認ケースが3例含まれている。

中期評価の位置づけは、親子接触開始の可否を判断する評価である。その中には面会の可否を判断するケースもあるが、既に面会を実施していて、外泊の可否を判断するケース等が含まれている。データとして均一ではないが、分離処遇を行っており、すぐには家庭復帰出来ない状態であるという共通点がある。

<考察と課題>

現段階では平均値だけでなく、一定の傾向しか言うことができないが、「親の精神的(心理的)状況」と「親子関係の状況」の得点の低さが目立つ。特に「親子関係の状況」は5段階評価の2項目を除いて1点台であり、平均値も最も低い。

虐待ケースであれば、この結果は当然と思われるが、一方で「再接触」を念頭に置いた評価であることを考えると、「子どもの状況」と「親の社会的状況」の得点の高さに注目する必要がある。

つまり、「親の精神的(心理的)状況」、「親子関係の状況」があまり良くなりなくとも、「子どもの状況」、「親の社会的状況」の得点が高ければ、親子の再接触を考え始めているという事実を物語っていると思われる。

個別の項目に注目すると、高得点なのが児童の「対人関係や情緒の安定」、「虐待に対する認知」であり、次いで親の「モニター機能」、「適切なサービスを受け入れる態度」である。このことは、子どもが分離処遇の中で適応的になり、(年齢が高ければ)虐待されてきたことを客観的に捉えられること、親が周囲からのサービスを利用しようとする気持ちになり、モニター機能が働くようになること、再接触を考え始めるという事であろう。

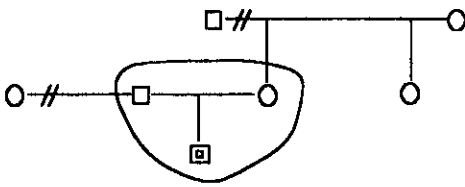
この結果は、まだ事例が少ないこと、「初期～中期～後期」といった時間経過を追っていないこと、虐待の種類を考慮に入れていないこと等、整理されていないことが多く、今後の課題であるが、このチェックリストが児相の処遇における指標になっていく可能性があると思われる。

## 4 事例

### (1) ケース概要

- ・以下の事例は、親指導プログラムの経過を典型的に示したケースに変更を加えたものである。
- ・経過は本児3～4才にかけて、約1年の経過を示した。
- ・初期・中期・後期評価のうち中期については2回の評価を実施している。  
中期評価Ⅰは面会の可否、中期評価Ⅱは外泊の可否についての判断を行っている。

|            |                |           |
|------------|----------------|-----------|
| 初回支援依頼年月日： | 虐待の種類 身体       | ページ： 1    |
| 児童氏名： A    | 性別： 男 生年月日： 3才 | 所属集団： 保育園 |

|  |  |
|--|--|
|  <p>・実母からの身体的虐待。<br/>・保育園から、1才を過ぎる頃から、時々傷やアザがあり、今日も顔に傷があると通告。<br/>・保育園にて児相担当者が実母と面接。実母は虐待行為を認め、育児に対する不安を話したため、児相への来所を勧める。<br/>・本児は、一時保護後、児童養護施設措置となる。</p> | <p>○家族状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実父30代前半、会社員。</li> <li>・実母30代前半、パート就労。</li> <li>・両親は、以前実母が実父の会社にパートで働いていたことから知り合い、実母妊娠を機に入籍。</li> <li>・実母は、母方祖母から叔母と差別されてきたと感じており、現在も祖母に対する反発と依存の感情を抱えている。</li> <li>・実父は、離婚経験あり。本児のことはその場では可愛がるが、世話はせず、言うことを聞かない時には、体罰もあるようである。また、実母の育児不安や依存的な感情を受け止めようとはしていない。</li> <li>・実母は、以前、不眠を訴えての精神科受診歴があり、その時は「抑鬱状態」との所見がある。</li> <li>・実父方祖父母は、「離婚は恥」との価値観があり、現在、実父との交流はない。</li> </ul> |
|--|--|

### (2) 事例の評価とプログラム

#### ① 事例評価

次ページ以降に以下の順序で「家族支援のためのチェックリスト」及び「家族評価ワークシート」をそれぞれ示した。

- ア 分離の可否判断 (初期評価)
- イ 面会の可否判断 (中期評価)
- ウ 外泊の可否判断 (中期評価Ⅱ)
- エ 措置停止の可否判断 (後期評価)

#### ② 「引き取りに向けてのプログラムⅠ」 「引き取りに向けてのプログラムⅡ」

後に示すプログラムについては、支援の方法・担当・頻度・期間を示したもので面接の内容に踏み込むに至っていない。